

2014年4月10日

日本障害者協議会  
事務局長 荒木 薫 様

聴覚障害者制度改革推進中央本部  
事務局長 久松 三二

## 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の骨格に関する 提言（第三次版（案））に対する意見募集について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より聴覚障害者福祉の向上にご理解ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、聴覚障害者制度改革推進中央本部では、これまで「情報・コミュニケーション法（仮称）」の骨格に関する提言を作成し、第二次版（2012年9月）まで公開しています。

第二次版の公開後、日本では「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法改正」等、障害者の生活にかかわる大きな法律の制定・改正がなされました。

また、2014年2月19日に国内でも効力が発効した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、第21条で「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」において、「公的な活動において、障害者が自ら選択する、利用しやすい意思疎通支援手段、形態及び様式を用いることを受け入れること」「手話の使用を認め、及び促進すること」が謳われています。

障害者自身が、意思疎通支援のために必要な手段を選び、活用することが権利として認められる今こそ、障害者自身が自分たちの権利について考え、積極的に政策提言をする必要があります。

聴覚障害者制度改革推進中央本部では、このたび「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定を目指し、その法律の骨格に関する提言（第三次版（案））を作成いたしました。

今後、法律の実現をめざし、さらなる運動を中央・地域が一体となって推し進めていきますが、この第三次版（案）について、皆様からのご意見を集約し、それらを十分に反映したものを政府に提案することも視野に入れていきます。

つきましては、ご意見がありましたら、郵便等、FAXまたはEメールにより下記までお寄せください。なお、電話ではご意見等をお受けできませんので、ご了承ください。

ご意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。お寄せいただきましたご意見については、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。また、いただきましたご意見等に対する個別の回答は行いません。

何卒、よろしくお願いいたします。

## 【パブリックコメント募集要項】

### 【募集〆切】

2014年5月10日（土）（必着）まで

### 【御意見の提出先】

○ 郵便等による場合

ご意見フォームにご記入の上、下記までご郵送ください

〒162-0801

東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 （一財）全日本ろうあ連盟内

聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局

○ FAXによる場合

ご意見フォームにご記入の上、FAX03-3267-3445にお送りください

○ インターネットによる場合

ご意見フォームにご記入の上、メールアドレス：[info@jfd.or.jp](mailto:info@jfd.or.jp)宛にお送りください

### 【お問い合わせ先】

東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 （一財）全日本ろうあ連盟内

聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局

電話：03-3268-8847

FAX：03-3267-3445